

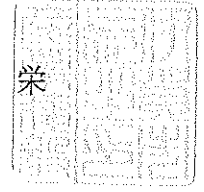


伊 都 第 170 号

2020（令和2）年5月29日

伊賀市都市計画審議会 会長 様

伊賀市長 岡本 栄



伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（三重県決定）
について（諮問）

三重県から、伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき伊賀市に意見聴取がありましたので、伊賀市都市計画審議会条例第2条第2号の規定により審議会へ意見を求めます。